

議案第 41 号

橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 4 年 2 月 21 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

橋本市職員の育児休業等に関する条例(平成18年橋本市条例第53号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>　　(ア) その養育する子(次条に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び引き続いて任命権者と同じくする職(以下「特定職」という。)に採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>　　(イ) 略</p> <p>　　イ・ウ 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>　　(ア) 任命権者と同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</p> <p>　　(イ) その養育する子(次条に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6か月に達する日(以下「1歳6か月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員</p> <p>　　(ウ) 略</p> <p>　　イ・ウ 略</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。